

国民年金保険料 納付免除・猶予制度

所得が少ないなどといった経済的事情で保険料を納めることが難しいとき、納めないで放っておくと将来の老齢基礎年金やいざというときの障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取ることができない場合があります。

納めることが難しいかたは、保険料の納付が「免除(全額又は一部)」や「猶予」される制度がありますので必ず申請しましょう。

ただし、免除や猶予を受けた期間に応じ、将来受ける年金は全額納付したときに比べ少なくなります。

これらの期間について10年以内であれば古い期間から順に納付(追納)することが可能ですが、免除や猶予を受けた期間の翌年度から起算して3年度目以降は、当時の保険料に一定の金額が加算されます。

免除または猶予対象となる所得基準

本人、世帯主、配偶者、それぞれの前年所得が次の計算式で算出した金額の範囲内であることが必要です。

区分	計算式
全額免除	(扶養親族の数+1)× 35万円+22万円
4分の3 免除	78万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
半額免除	118万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
4分の1 免除	158万円+扶養親族等控除額 +社会保険料控除額等
若年者 納付猶予	本人、配偶者の前年所得が全額免除と同額の計算式で算出した金額の範囲内であること
学生 納付猶予	本人の所得額が半額免除と同額の計算式で算出した金額の範囲内であること

※離職者、震災・風水害などの被災者のかたは所得に関係なく該当する場合があります。
※上記以外でも、障害年金を受けている、生活保護法による生活扶助を受けているときは、届出により「法定免除」となります。

◆免除申請(全額または一部)

本人、配偶者、世帯主の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が全額免除または半額免除などの一部免除になります。

◆学生納付特例申請

学生のかたで本人の所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が猶予されます。

◆若年者納付猶予申請

30歳未満のかたで、本人、配偶者の前年所得が一定額以下の場合に申請手続きをすると、保険料の納付が猶予されます。



■お問合せ

◇下館年金事務所
☎0296(25)0811
◇保険年金課 岩井仮設庁舎
内線1734

漢方薬

専門相談

ぢ・皮フ病・子宝相談・慢性病など、症状に合わせてご相談いたします。

本紙ご持参のかた 粗品進呈

遠くまで効き目で評判 **スガヌマ薬局**

坂東市岩井4443 中央交差点角
相談電話 **0297-35-0003** (日曜日定休)

『弾いてみたい・・・』をかなえたい!!

セイワ楽器

ヤマハ音楽教室

ヤマハ大人の音楽レッスン
ヤマハ英語教室 岩井センター 沓掛センター
高橋医院隣 筑波銀行隣・田中ビデオ店2階

グルーブレッスン 個人レッスン10月生徒11月生徒募集中!
♪秋の入会受付中♪ 無料体験・レッスン見学お問合せください

1歳クラスから大人クラスまで生徒募集中!

セイワ楽器(検索) 0120-02-7588 総合案内センターへ